様式２

実　習　委　託　契　約　書

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 岡山市立市民病院（以下「甲」という）と、〇〇〇（以下「乙」という）は、乙に所属する学生の甲における病院実習において、 下記の通り契約を締結する。

（総則）

第 1 条 乙は、甲に対して、乙の〇〇〇学科で実施する実習指導業務を委託し、甲はこれを受託する。

（内容）

第 2 条 本契約における実習学生、実習期間、実習時間等は、甲乙協議の上、別途定める。

（実習指導）

第 3 条 甲は、乙と緊密な連携を保ちつつ、乙が別に定める実習要綱に従い実習指導を行うものとする。

（実習料）

第 4 条 乙は甲に対して、学生 1 名につき所定の費用を原則として第２条で定めた実習期間における実習がすべて終了した後、甲の指定する口座への振込によりこれを支払うものとする。ただし特別な事情がある場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（契約期間）

第 5 条 本契約の期間は契約締結の日から 令和〇年 3 月 31 日までとする。

（守秘義務）

第 6 条 甲および乙は、本契約業務の遂行にあたり知り得た相互の個人情報を、第三者に漏らしてはいけない。乙は教員および実習生についても個人情報の漏えいがないよう個人情報保護法を遵守させるものとする。また、本契約の期間満了後も同様とする。

（感染防止対策）

第 7 条 感染防止のため、甲の院内感染対策マニュアルを遵守する。

（損害賠償）

第 8 条 乙は、乙の学生が実習中に故意または過失によって甲に損害を与えた場合には、甲に対してその損害を賠償する責めを負うものとする。また、乙は、乙の学生が実習中に第三者に損害を与えた場合、または第三者との間に紛争を生じた場合には、甲との協議の上、当該第三者の損害を賠償する等、誠意をもってその解決に当たるものとする。

（協議事項）

第 9 条 この契約に定めのない事項およびこの契約に規定する事項について疑義を生じた時は、甲乙協議の上で定めるものとする。 本契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

年　　 月　　日

甲　　岡山市北区北長瀬三丁目20番１号

　　 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

岡山市立市民病院

院長　今城　健二　　 ㊞

乙